○総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)抄総務省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例) (情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例) (情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に第十八条 情報流通行政局郵政行に伴う関係法律の整備等に関する法律で成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十一条第一項において「整備法」という。) 附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により記さる。 (中成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十一条第一項の対を有することとされる整備法第二条の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定によりなおその対象方式を表表して、第二十一条第一項の規定に基づく検査に関すること。	2 (略) (調整課の所掌事務) (調整課の所掌事務) (調整課の所掌事務) (調整課の所掌事務) (調整課の所掌事務) (調整課の所掌事務) (調整課の所掌に対する国の財政上の特別措置に関すること (財務調査課の所定対する国の財政上の特別措置に関すること (財務調査課の所定が事官) (参事官) (参事管) (参育管) (参育管) (参育管) (参育管) (参育管) (参育管) (参育管) (参育管)	0 第五十分
(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例) (情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例) (情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に第十八条 情報流通行政局郵政行に伴う関係法律の整備等に関する法律での間、次に掲げる事務をつかさどる。 「項において「整備法」という。)附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおそ定により読み替えて適用される同条第一項の規定による廃止前の効力を有することとされる整備法第二条の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定にようを指法」という。)附則第四十二条第二項の規一項において「整備法」という。)附則第四十二条第二項の規定によりでは、第八十七条各号にの対して、第一項の規定に基づく検査に関すること。	(調整課の所掌事務) (調整課の所掌事務) (調整課の所掌に属するものを除く。)。 (本事官) (本事業計画が定められている地域その他の特定 (本事官) (本事官) (本事官) (本事官) (本事で) (本事で) (本事で) (本事で) (本事で) (本事で) (本者に、参事官三人を置く。)。	現行

2 (略) 第二十一条 (略) 第二十一条 (略) 「情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)	(削る)
2 (略) 第二十二条 (略) (情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)	月三十一日まで置かれるものとする。第二十一条(第百二十条第一項の参事官のうち一人は、令和四年三(参事官の設置期間の特例)